

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（建網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 16 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し 網漁業	建網漁業	別記 1 のとお り	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市西区西松尾町、松尾 町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	建網漁業	別記 1 のとお り	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 熊本市西区沖新町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	建網漁業	別記 1 のとお り	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市南区海路口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）3 月 27 日から令和 5 年（2023 年）4 月 28 日まで

### 3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和5年(2023年)6月1日から令和8年(2026年)5月31日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用する網具の全長は、600メートルを超えてはならない。
  - ウ 網丈は、5メートルを超えてはならない。
  - エ 網目は、15センチメートルにつき7ふし(両端を含む)以下でなければならない。
  - オ 日没時から日出時まで操業してはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

#### 別記1

##### 操業区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 熊本市西区河内町長崎鼻灯台から長崎県島原市島原城天守閣を見通した線上、長崎鼻灯台より10,000mの点
- イ 宇土市大岳山頂から同市戸口町島山山頂を見通した延長線上、島山山頂から6,400mの点
- ウ 大岳山頂から島山山頂を見通した線上、島山山頂から8,400mの点
- エ 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外線に沿って南西へ500mの点)と宇城市三角岳山頂を見通した線から漁場基点有第16号を基点として右へ55度47分、13,100mの点
- オ アから島原城天守閣を見通した線上、アから2,300mの点